

2009年 輸出統計品目表新旧対照表

新 (2009年)				旧 (2008年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
05.08 0508.00		さんごその他これに類する物品(加工してないもの及び単に整えたものに限る。)並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。)並びにこれらの粉及びくず (削 除)			05.08 0508.00		さんごその他これに類する物品(加工してないもの及び単に整えたものに限る。)並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。)並びにこれらの粉及びくず 一貝殻		
	200 3	一さんご		KG		100 1	一貝殻		KG
	900 3	一その他のもの		KG		200 3	一さんご		KG
						900 3	一その他のもの		KG
12.09 1209.10		は種用の種、果実及び胞子 (省 略)			12.09 1209.10		は種用の種、果実及び胞子 (同 左)		
		一飼料用植物の種					一飼料用植物の種		
1209.21 }		(省 略)			1209.21 }		(同 左)		
1209.25					1209.25				
1209.29	000 3	一その他のもの		KG	1209.29		一その他のもの		
						100 5	一チモシーの種		KG
						900 0	一その他のもの		KG
12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)			12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)		
1211.20 }		(省 略)			1211.20 }		(同 左)		
1211.40					1211.40				
1211.90	000 1	一その他のもの		KG	1211.90		一その他のもの		
						100 3	一甘草		KG
						900 5	一その他のもの		KG
12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)			12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
1212.20		(省 略)			1212.20		(同 左)		

新 (2009年)					旧 (2008年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1212.91 <u>1212.99</u>	000 4	－その他のもの (省 略) －－その他のもの		<u>KG</u>	1212.91 <u>1212.99</u>		－その他のもの (同 左) －－その他のもの		
						100 6	－ローカストビーン (種を含 む。)		<u>KG</u>
						900 1	－－その他のもの		<u>KG</u>
14.04		植物性生産品 (他の項に該当するもの を除く。)			14.04		植物性生産品 (他の項に該当するもの を除く。)		
1404.20 <u>1404.90</u>	000 0	(省 略) －その他のもの		<u>KG</u>	1404.20 <u>1404.90</u>		(同 左) －その他のもの		
						100 2	－主として染色用又はなめし用 に供する植物性原材料		<u>KG</u>
						900 4	－－その他のもの		<u>KG</u>
22.02		水 (飲水及び炭酸水を含むものと し、砂糖その他の甘味料又は香料 を加えたものに限る。) その他のア ルコールを含有しない飲料 (第 20.09項の果実又は野菜のジュース を除く。)			22.02		水 (飲水及び炭酸水を含むものと し、砂糖その他の甘味料又は香料 を加えたものに限る。) その他のア ルコールを含有しない飲料 (第 20.09項の果実又は野菜のジュース を除く。)		
2202.10 <u>2202.90</u>	000 0	(省 略) －その他のもの		<u>L</u>	2202.10 <u>2202.90</u>		(同 左) －その他のもの		
						100 2	－みかん果汁を含有するもの		<u>L</u>
						200 4	－りんご果汁を含有するもの		<u>L</u>
						900 4	－－その他のもの		<u>L</u>
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業 (類似の工業を含 む。) において生産される化学品及 び調製品 (天然物のみの混合物を含 むものとし、他の項に該当するもの を除く。)			38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業 (類似の工業を含 む。) において生産される化学品及 び調製品 (天然物のみの混合物を含 むものとし、他の項に該当するもの を除く。)		
3824.10) 3824.83 3824.90		(省 略) －その他のもの			3824.10) 3824.83 3824.90		(同 左) －その他のもの		
	100 6	－小売用の容器入りにした修正 液	<u>NO</u>	<u>KG</u>		100 6	－小売用の容器入りにした修正 液	<u>NO</u>	<u>KG</u>
	200 1	－修正テープ (交換用のものを含 み、小売用にしたものに限る。)	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
	900 1	－－その他のもの		<u>KG</u>		900 1	－－その他のもの		<u>KG</u>
50.03 5003.00		絹のくず (繰糸に適しない繭、糸く ず及び反毛した繊維を含む。) －カード及びコームのいずれもし てないもの			50.03 5003.00		絹のくず (繰糸に適しない繭、糸く ず及び反毛した繊維を含む。) －カード及びコームのいずれもし てないもの		
	110 2	－くず繭 (削 除)		<u>KG</u>		110 2	－くず繭		<u>KG</u>
	190 5	－－その他のもの		<u>KG</u>		120 5	－絹ノイル		<u>KG</u>
	900 1	－－その他のもの		<u>KG</u>		190 5	－－その他のもの		<u>KG</u>
						900 1	－－その他のもの		<u>KG</u>

新 (2009年)					旧 (2008年)				
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
60.01		パイル編物(ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			60.01		パイル編物(ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
6001.10		(省 略)			6001.10		(同 左)		
6001.21	000 3	ー ループドパイル編物 ー 綿製のもの	SM	KG	6001.21		ー ループドパイル編物 ー 綿製のもの		
						100 5	ー ー たてメリヤスのもの	SM	KG
						900 0	ー ー その他のもの	SM	KG
6001.22	000 2	ー ー 人造繊維製のもの	SM	KG	6001.22		ー ー 人造繊維製のもの		
						100 4	ー ー たてメリヤスのもの	SM	KG
						900 6	ー ー その他のもの	SM	KG
6001.29		(省 略)			6001.29		(同 左)		
6001.91	000 3	ー その他のもの ー 綿製のもの	SM	KG	6001.91		ー その他のもの ー 綿製のもの		
						100 5	ー ー たてメリヤスのもの	SM	KG
						900 0	ー ー その他のもの	SM	KG
60.02		メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。)			60.02		メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。)		
6002.40		ー 弾性糸の重量が全重量の5%以上のも(ゴム糸を含まないものに限る。)			6002.40		ー 弾性糸の重量が全重量の5%以上のも(ゴム糸を含まないものに限る。)		
	100 5	ー ー 綿製のもの	SM	KG		110 1	ー ー たてメリヤスのもの	SM	KG
						190 4	ー ー その他のもの	SM	KG
	210 3	ー ー 合成繊維製のもの				210 3	ー ー 合成繊維製のもの		
	290 6	ー ー たてメリヤスのもの	SM	KG		290 6	ー ー たてメリヤスのもの	SM	KG
	900 0	ー ー その他のもの	SM	KG		290 6	ー ー その他のもの	SM	KG
						910 3	ー ー その他の紡織用繊維製のもの		
						990 6	ー ー たてメリヤスのもの	SM	KG
6002.90		ー その他のもの			6002.90		ー その他のもの		
	100 4	ー ー 綿製のもの	SM	KG		110 0	ー ー 綿製のもの		
						190 3	ー ー たてメリヤスのもの	SM	KG
	200 6	ー ー 合成繊維製のもの	SM	KG		210 2	ー ー その他のもの	SM	KG
						290 5	ー ー 合成繊維製のもの		
	900 6	ー ー その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG		210 2	ー ー たてメリヤスのもの	SM	KG
						290 5	ー ー その他のもの	SM	KG
						910 2	ー ー その他の紡織用繊維製のもの		
						990 5	ー ー たてメリヤスのもの	SM	KG
						990 5	ー ー その他のもの	SM	KG
60.03		メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。)			60.03		メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。)		

新 (2009年)					旧 (2008年)						
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位			
			I	II				I	II		
6003.10	000	3	羊毛製又は織獣毛製のもの	SM	KG	6003.10		羊毛製又は織獣毛製のもの			
						110	1	---たてメリヤスのもの	SM	KG	
						190	4	---その他のもの	SM	KG	
6003.20	000	0	綿製のもの	SM	KG	6003.20		綿製のもの			
						110	5	---たてメリヤスのもの	SM	KG	
						190	1	---その他のもの	SM	KG	
6003.30			合成繊維製のもの			6003.30		合成繊維製のもの			
	110	2	---たてメリヤスのもの	SM	KG	110	2	---たてメリヤスのもの	SM	KG	
	190	5	---その他のもの	SM	KG	190	5	---その他のもの	SM	KG	
6003.40	000	1	再生繊維又は半合成繊維製のもの	SM	KG	6003.40		再生繊維又は半合成繊維製のもの			
						110	6	---たてメリヤスのもの	SM	KG	
						190	2	---その他のもの	SM	KG	
6003.90	000	0	その他のもの	SM	KG	6003.90		その他のもの			
						110	5	---たてメリヤスのもの	SM	KG	
						190	1	---その他のもの	SM	KG	
60.04			メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。)			60.04		メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。)			
6004.10			弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。)			6004.10		弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。)			
	100	3	---綿製のもの	SM	KG		110	6	----たてメリヤスのもの	SM	KG
							190	2	----その他のものもの	SM	KG
			---人造繊維製のもの					---人造繊維製のもの			
	410	5	----たてメリヤスのもの	SM	KG	410	5	----たてメリヤスのもの	SM	KG	
	490	1	----その他のもの	SM	KG	490	1	----その他のものもの	SM	KG	
	900	5	---その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG			---その他の紡織用繊維製のもの			
						910	1	----たてメリヤスのもの	SM	KG	
						990	4	----その他のもの	SM	KG	
6004.90			その他のもの			6004.90		その他のもの			
	100	0	---綿製のもの	SM	KG			---綿製のもの			
						110	3	----たてメリヤスのもの	SM	KG	
						190	6	----その他のもの	SM	KG	
	400	6	---人造繊維製のもの					---人造繊維製のもの			
				SM	KG			---たてメリヤスのもの	SM	KG	
						410	2	----たてメリヤスのもの	SM	KG	
						490	5	----その他のもの	SM	KG	
			---その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG			---その他の紡織用繊維製のもの			
	900	2				910	5	----たてメリヤスのもの	SM	KG	
						990	1	----その他のもの	SM	KG	

新 (2009年)					旧 (2008年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
69.07		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)			69.07		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)		
6907.10	000 1	ータイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一边が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)	SM	KG	6907.10		ータイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一边が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)		
						100 3	ーモザイクタイル		SM
						900 5	ーその他のもの	SM	KG
6907.90	000 5	ーその他のもの	SM	KG	6907.90		ーその他のもの		
						100 0	ーモザイクタイル		SM
						900 2	ーその他のもの	SM	KG
69.08		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)			69.08		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)		
6908.10		(省 略)			6908.10		(同 左)		
6908.90		ーその他のもの			6908.90		ーその他のもの		
	100 5	ーモザイクタイル (削 除)		SM		100 5	ーモザイクタイル		SM
						200 0	ー内装壁タイル(モザイクタイルを除く。)	SM	MT
	900 0	ーその他のもの	SM	MT		900 0	ーその他のもの	SM	MT
69.11		磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品			69.11		磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		
6911.10		ー食卓用品及び台所用品			6911.10		ー食卓用品及び台所用品		
		ー食卓用品(組物を含む。)					ー食卓用品(組物を含む。)		
	110 5	ーー喫茶用のもの	D Z	KG	110 5		ーー喫茶用のもの	D Z	KG
	190 1	ーーその他のもの	D Z	KG			ーーその他のもの		
						191 2	ーーー32個以上の組物	D Z	KG
						192 3	ーーー32個未満の組物又はばら物	D Z	KG
	200 4	ー台所用品	D Z	KG	200 4		ー台所用品	D Z	KG

新 (2009年)					旧 (2008年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
85.18		マイクロホン及びそのスタン ド、拡声器（エンクロージャー に取り付けてあるかないかを問 わない。）、ヘッドホン及びイ ヤホン（マイクロホンを取り付 けてあるかないかを問わな い。）、マイクロホンと拡声器 を組み合わせたもの、可聴周波 増幅器並びに電気式音響増幅装 置			85.18		マイクロホン及びそのスタン ド、拡声器（エンクロージャー に取り付けてあるかないかを問 わない。）、ヘッドホン及びイ ヤホン（マイクロホンを取り付 けてあるかないかを問わな い。）、マイクロホンと拡声器 を組み合わせたもの、可聴周波 増幅器並びに電気式音響増幅装 置		
8518.10 }		(省 略)			8518.10 }		(同 左)		
8518.29		ーヘッドホン及びイヤホン（マ イクロホンを取り付けてある かないかを問わない。）並び にマイクロホンと拡声器を組 み合わせたもの			8518.29		ーヘッドホン及びイヤホン（マ イクロホンを取り付けてある かないかを問わない。）並び にマイクロホンと拡声器を組 み合わせたもの		
8518.30		ーヘッドホン			8518.30		ーヘッドホン		
	100	2		NO	100	2	ーヘッドホン		NO
					200	4	ーイヤホン		NO
	900	4	NO	KG	900	4	ーその他のもの	NO	KG
90.27		物理分析用又は化学分析用の機 器（例えば、偏光計、屈折計、 分光計及びガス又は煙の分析機 器）、粘度、多孔度、膨脹、表 面張力その他これらに類する性 質の測定用又は検査用の機器、 熱、音又は光の量の測定用又は 検査用の機器（露出計を含む。） 及びマイクローム			90.27		物理分析用又は化学分析用の機 器（例えば、偏光計、屈折計、 分光計及びガス又は煙の分析機 器）、粘度、多孔度、膨脹、表 面張力その他これらに類する性 質の測定用又は検査用の機器、 熱、音又は光の量の測定用又は 検査用の機器（露出計を含む。） 及びマイクローム		
9027.10 }		(省 略)			9027.10 }		(同 左)		
9027.50		ーその他の機器			9027.50		ーその他の機器		
9027.80		ー電気式のもの			9027.80		ー電気式のもの		
	110	1	NO	KG	110	1	ー分析機器	NO	KG
					120	4	ー露出計	NO	KG
	190	4	NO	KG	190	4	ーその他のもの	NO	KG
							ーその他のもの		
	910	3	NO	KG	910	3	ー物理分析用又は化学分析 用の機器	NO	KG
					920	6	ー露出計	NO	KG
	990	6	NO	KG	990	6	ーその他のもの	NO	KG
9027.90		(省 略)			9027.90		(同 左)		
92.05		その他の吹奏楽器（例えば、ク ラリネット、トランペット及び バグパイプ）			92.05		その他の吹奏楽器（例えば、ク ラリネット、トランペット及び バグパイプ）		
9205.10		(省 略)			9205.10		(同 左)		
9205.90	000	1	NO	KG	9205.90		ーその他のもの		

新 (2009年)					旧 (2008年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
							100 3	NO	KG
							200 5	NO	KG
							300 0	NO	KG
							900 5	NO	KG
92.09		楽器の部分品 (例えば、オルゴールの機構) 及び附属品 (例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びローラー)、メトロノーム、音さ並びに調子笛			92.09				
9209.30		(省 略)			9209.30				
9209.91		－その他のもの			9209.91				
9209.94		(省 略)			9209.94				
9209.99	000 5	－－その他のもの		KG	9209.99				
							100 0		KG
							200 2	NO	KG
							300 4		KG
							900 2		KG
95.03		三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型 (作動するかしないかを問わない。) 及びパズル			95.03				
9503.00		(省 略)			9503.00				
	400 0	－がん具 (人間以外の生物又は動物を模したものに限る。)	NO	KG			410 3	NO	KG
							490 6	NO	KG
							500 2	DZ	KG
							600 4	NO	KG
							700 6	NO	KG
		(省 略)							

新 (2009年)				旧 (2008年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
96.08		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。)			96.08		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。)		
9608.10		(省 略)			9608.10		(同 左)		
9608.60		—その他のもの			9608.60		—その他のもの		
9608.91		(省 略)			9608.91		(同 左)		
9608.99	000 5	—その他のもの		KG	9608.99		—その他のもの		
						100 0	—シャープペンシルの部分品及び付属品		KG
						900 2	—その他のもの		KG
96.13		たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。)及びその部分品(着火石及びびしんを除く。)			96.13		たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。)及びその部分品(着火石及びびしんを除く。)		
9613.10		(省 略)			9613.10		(同 左)		
9613.20	000 4	—携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。)		NO	9613.20		—携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。)		
						100 6	—電池内蔵式のもの		NO
						200 1	—発火装置に圧電結晶素子を用いたもの		NO
						900 1	—その他のもの		NO
9613.80		(省 略)			9613.80		(同 左)		
9613.90		(省 略)			9613.90		(同 左)		